



新年明けましておめでとうございます！

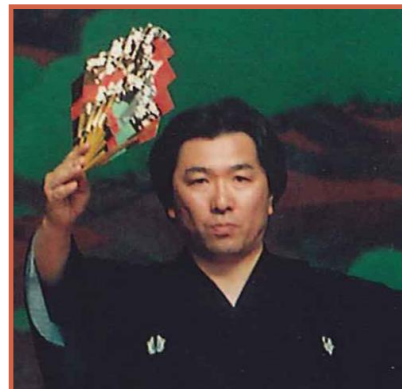


新年明けましておめでとうございます。

昨年、3月11日に東北地方を襲った巨大地震は、津波の影響で2万人に近い死者・行方不明者が出る事態となりました。また、福島第一原発の大事故は、後世に禍根を残すような大量の放射能漏れを引き起こし、人体に及ぼす影響はまだはっきりせず、そもそも第一次産業である農林漁業はいうに及ばず、製造業、観光を含むサービス業に至るまで、我が国経済に与えた影響は、想像を絶するものでした。原発反対派のある弁護士さんは、東京電力を相手取り、5兆5千億円という前代未聞の株主代表訴訟をおこしたのだそうです。

さて、明けて新年平成24年元旦。震災の痛手乗り越え、私たちがニッポン再興を企図し、もう一度立ち上がる機会を天から与えられたのだと考えてみてはいかがでしょうか。

景気低迷の本質がどこにあるのかをきちんと見極め、経営者たるものお客様に対し本物を提供し、本流の仕事に致しましょう。



昨年春、国立能楽堂にて「葛城」を舞う
所長：西迫 一郎

今月のピックアップ

- ◆西迫所長より新年の挨拶
- ◆中期経営計画たてましょう！
- ◆確定申告のポイント
 - ①不動産の譲渡
 - ②医療費控除

今月のセミナー

- ◆1月13日(金)
「社会福祉法人 新会計基準移行セミナー」
福祉・医療事業支援機構LLP
会場/銀座サロン
時間/14:00～16:00
- ◆1月19日(木)
「公益法人のメリット・デメリットについて」
公益事業支援機構LLP
会場/銀座サロン
時間/13:30～16:00

その他各セミナーの詳細は担当者まで

中期経営計画たてましょう！

未来をじっくり考える1日をご提案します！！

新年になり、経営者の皆様も心新たに今年の決意を固めているのではないのでしょうか？しかし、先行きの不透明なこの時代の中、意気込みだけで勝ち抜いてゆくことは困難です。そこで！！社長の夢、ビジョンをもとに中期経営計画を作成しませんか？

私達がお手伝いしている中期経営計画の作成では、社長の夢、ビジョンから5年後の会社の将来像を定めた上で、自社分析を行い、自社の強み、弱みを整理し、毎年の数値計画に落とし込んでいきます。

数値計画では売上計画や人件費、経費、設備投資、借入金返済計画など、社長の頭の中でモヤモヤしているものをスッキリと整理し、社長の思いを経営目標にまとめ上げます。この計画を作成し、進捗を管理することで“plan-do-see”の経営サイクルが確立し、社長の夢、ビジョンに近づいていくものと強く感じております。

ぜひ、私たちにお手伝いをさせてください！！

確定申告のポイント ①不動産の譲渡

平成23年度中に土地や建物等の不動産を売っていませんか！？

不動産を譲渡した方は、確定申告が必要となる場合があります。また、確定申告をすることにより、有利となるケースもあります。

土地や建物を売ったときの譲渡所得に対する税金は、分離課税といって給与所得などの他の所得と区分して計算します。ただし、確定申告の手続きは、他の所得と一緒にを行います。

売った土地や建物の所有期間が、売った年の1月1日現在で5年を超える場合は、「長期譲渡所得」に、5年以下の場合は「短期譲渡所得」になります。

区分	所得税	住民税
長期譲渡所得	15%	5%
短期譲渡所得	30%	9%

↑ 税率が異なります

課税譲渡所得は、以下の算式により計算します。

次の算式で計算した結果、損失が生じても、土地や建物の譲渡による所得以外の所得との損益通算はできません。ただし、マイホームを売ったときは、損益通算ができる特例があります。お心あたりのある方は、お気軽に担当者までお問合せ下さい。

☆課税譲渡所得の計算方法

譲渡価額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額(一定の場合)＝課税譲渡所得

確定申告のポイント ②医療費控除

控除になる！？ならない！？医療費控除の分かれ道

本人や家族のために支払った医療費は、確定申告で所得控除を受けることができます。医療に支払った額＝控除対象であれば迷うことはないのですが、予防接種や健康診断のように予防を目的とした医療や美容整形や歯のホワイトニングといった容貌を美しくするための治療は控除の対象になりません。

最近人気のレーシックは、レーザーを照射し視力を回復させる手術です。この場合、日本来の機能を回復させるため、控除の対象となります。



↑ 介護保険サービスも控除の対象に！

意外と知られていませんが、介護保険サービスも医療費控除の対象になります。介護保険サービスは、居宅サービスと施設サービスに分かれ、さらに提供されるサービスが医療系サービスと介護系サービスに分かれます。居宅でも施設の場合でも医療系サービス(例えば、訪問看護や介護老人保健施設など)を利用したときは、1割の自己負担料が全額控除できます。介護系サービスも条件つきで対象となりますので、ご不明な点は担当者までお尋ね下さい。